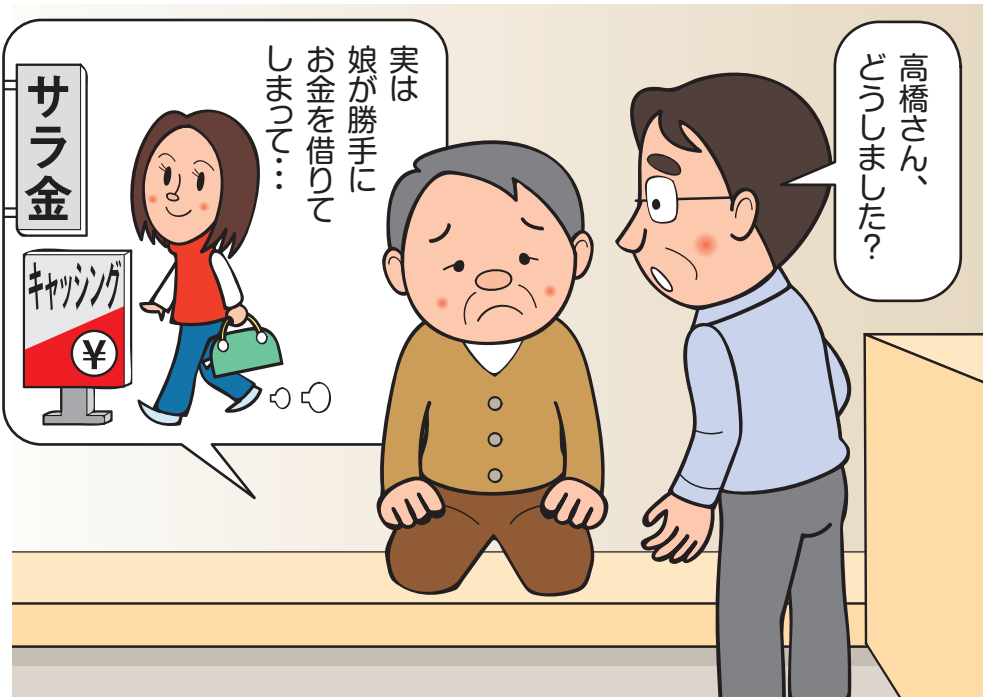
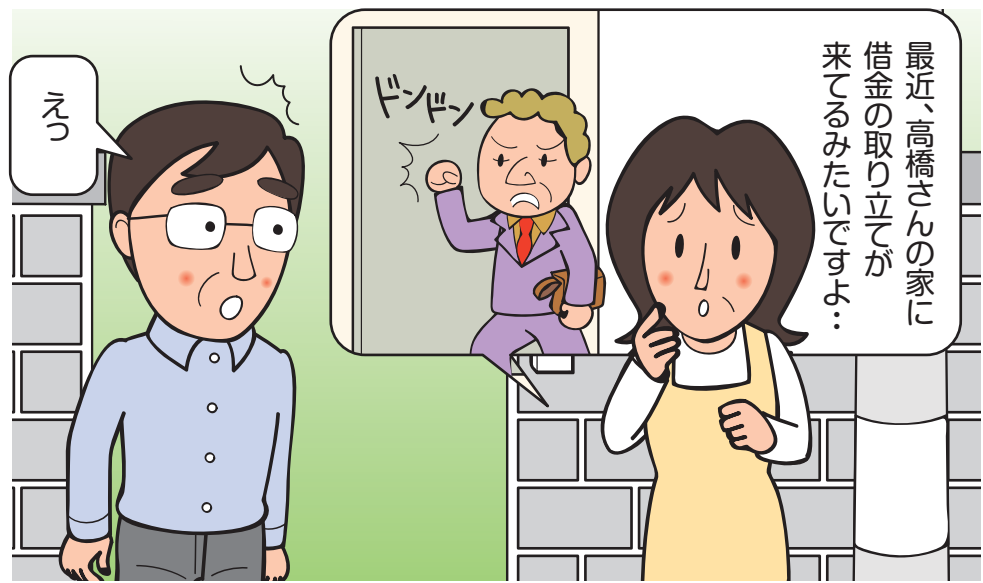


### 事例⑤ 多重債務

借金の取立てを受けているみたいと通報を受けて……



山村 一郎さん(仮名)

私は民生委員・児童委員をしています。先日私が担当している地区の方から、高橋さんのご自宅から借金の取り立てと思われる怒鳴り声が頻りに聞こえてくるという話を聞きました。気になって高橋さんのご自宅に伺ったと、娘の由紀さん(仮名30代女性、知的障害)が複数の消費者金融から借金をしてしまい、その返済を迫られているとのことでした。金額は数百万円もあり、とても払えない、取立てが怖くて仕方ないと言っていました。お父さんも知的障害があるようで、対応の仕方がわからず困り果てていました。急いで地元の社会福祉協議会に相談をしてみると、消費生活センターを紹介され、私は由紀さんと一緒に消費生活センターに行きました。

#### 気づきと対応のポイント

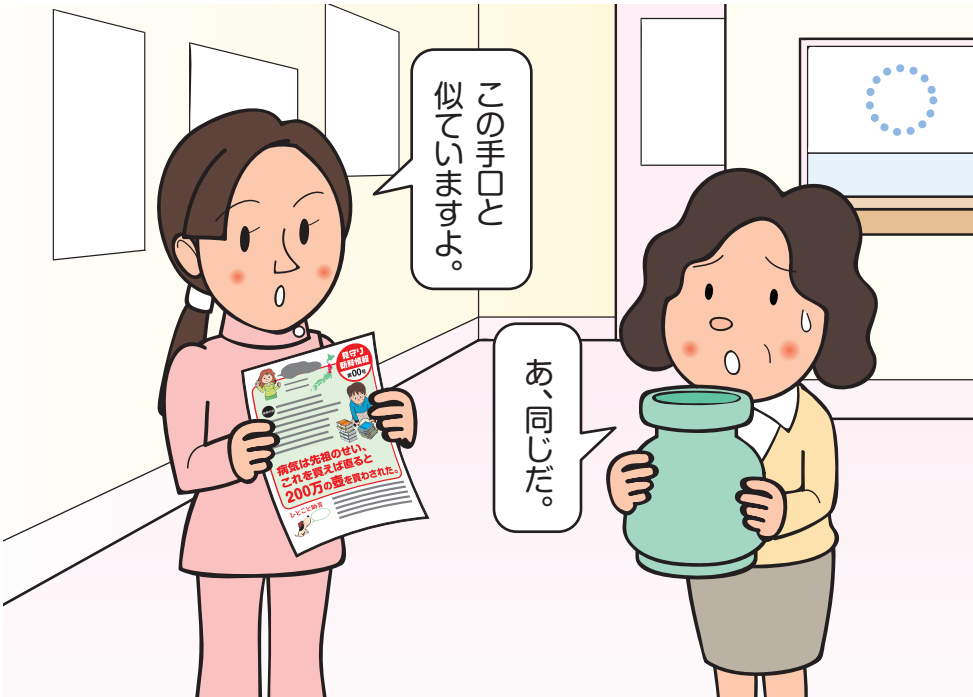
- ① 金銭トラブルは第三者に話しづらいため、家族内に問題が温存する可能性があります。被害の発見、解決にとって、近隣住民は重要な情報源です。
- ② 多重債務は被害と認識されづらい面もありますが、まずは消費生活センターに相談しましょう。
- ③ 金銭管理が難しい場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討することが必要です。

### 事例⑥ 靈感商法

病気はもうすぐ直りますと言いました……



伊藤 宏子さん(仮名)



私は医療ケースワーカー※として病院で働いています。私が勤務している病院に通院している村田さん(仮名40代女性、精神障害)から「自分の病気はもう良くなるからここには来なくていいと言われました。話を聞いてみると、知人からの病気は先祖の祟りだから、壺を買えば治ると言われ、20万円で買ってしまいました」といいます。私は内閣府が提供しているメールマガジン「見守り新鮮情報」で同じような情報が来たことを話したところ、「自分のケースと似ている」と感じ、騙されていたことに気づいたようです。最初は落ち込んでいましたが、「あなたは悪くない、悪いのは騙す方だ」といって、村田さんも元気を取り戻しました。私は村田さんに消費生活センターの電話番号を知らせ、ご本人が相談をしました。

#### 気づきと対応のポイント

- ① 家庭や作業所等の就労の場など、気づきの場面は様々ですが、精神障害がある方はおおむね通院しているため、医療ケースワーカー等との会話も重要です。
- ② ご本人の問題解決に結びつくよう、「悪いのは騙す方だ」などできるだけ具体的な声かけを行うことが大切です。
- ③ 判断に支援が必要な場合、日常生活自立支援事業や成年後見制度(14ページ下段参照)を検討することが必要です。

※医療ケースワーカーとは、病院などで長期医療を受ける患者と社会福祉をつなぐ橋渡し役であり、精神保健福祉士(PSSW)などの資格者が従事しています。